



平成19年5月16日

各位

会社名 新日鉱ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高萩光紀
 コード番号 5016
 問合せ先 総務グループ 総務担当
 取締役 八牧暢行
 電話 03-5573-5129

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、平成19年6月27日開催予定の当社第5回定時株主総会に下記のとおり提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の規定を新設するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。	(監査役の選任) 第30条 (現行どおり)
2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。	2 (現行どおり)
(新 設)	<u>3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新 設)	<u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結した時に終了する。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

【日 程】

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月27日（水曜日）（予定）
定款変更の効力発生日 平成19年6月27日（水曜日）（予定）

以 上